

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示
被爆者一般疾病医療機関の指定
土地改良事業の認可
地域森林計画の決定
地域森林計画の変更
林業種苗法による生産事業者の登録
開発行為に関する工事の完了
- ◇ 選管告示
政治団体の収支に関する報告書の要旨
- ◇ 教委告示
鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項
- ◇ 公安告示
遊技機の型式の認定

告 示

鳥取県告示第八十五号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十一年二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
石 谷 薬 局	鳥取市南町四二二	昭和六十一年二月三日

鳥取県告示第八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業貝田（下）地区区画整理）を昭和六十一年二月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、八頭森林計画区に係る地域森林計画をたてたので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

1 八頭地域森林計画書

2 八頭地域森林計画図

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月二十五日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び鳥取県八頭地方農林振興局

四 意見の申立て

この地域森林計画に意見のある者は、この告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てる

ことができる。

鳥取県告示第百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定に基づき、鳥取森林計画区、倉吉森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

1 鳥取森林計画区、倉吉森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計画区
の地域森林計画の変更に係る計画書

2 鳥取森林計画区、倉吉森林計画区及び日野森林計画区において対象とする森林区域の変更に係る森林計画図

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月二十五日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び一の1に掲げるそれぞれの森林計画区を所管する地方農林振興局

四 意見の申立て

これらの地域森林計画に意見のある者は、この告示の日から起算して

三十日以内に、知事に対し、理由を付したる書をもつて、意見を申し立てることができる。

鳥取県告示第百八十九号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号 二百四十八	生産事業者の氏名 岡本博文	生産事業者の住所 米子市陰田町五三八	生産事業の内容 幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	事業所の名称 岡本苗畑	事業所の所在地 米子市陰田町五三八
---------------	------------------	-----------------------	---------------------------	----------------	----------------------

鳥取県告示第百九十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十年四月五日鳥取県指令受都計第四十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡岩美町大字浦富字大清水、字中前田及び字上前田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡岩美町大字浦富一〇三三一

岩美協同開発株式会社

代表取締役 小谷藤吉

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十一年二月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

期間 昭和55年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 竹本憲治後援会

報告年月日 昭和61年1月22日

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三号

昭和六十一年度鳥取県立高等学校専攻科の入学者選抜を次の要項により実施する。

昭和六十一年二月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

昭和六十一年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項
一 募集高等学校及び募集生徒数

高等学校名	所 在 地	募集生徒数
鳥取東高等学校	鳥取市立川町五丁目二〇	約一〇〇人
倉吉東高等学校	倉吉市下田中町八〇一	約一〇〇人
米子東高等学校	米子市勝田町一	約一〇〇人

二 出願資格

(一) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者

(二) 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第六十九条各号のいずれかに該当する者

三 出願期間及び受付場所

(一) 出願期間 昭和六十一年四月二日(水)から同月四日(金)までとする。ただし、郵送による場合は、昭和六十一年四月二日(水)までの消印のあるものに限る。

(二) 受付時間 四月二日及び三日 九時から十七時まで
四月四日 九時から十二時まで

(三) 受付場所 各志望高等学校

四 出願手続

1 入学志願者は、出願期間内に次に掲げる書類を志望する高等学校の校長に提出しなければならない。

(一) 入学志願書（各募集高等学校から交付されたもの）に入学選抜手数料として千五百円に相当する額の鳥取県収入証紙（消印をしないこと。）をはり付けたもの

(二) 出身高等学校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様とする。）又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

(三) 出願前三箇月以内に撮影した脱帽、上半身、名刺版の写真一枚（裏面に出身学校名、氏名及び生年月日を記入すること。）

2 各志望高等学校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者に受験証を交付するものとする。

五 入学者選抜学力検査の期日等

(一) 期日 昭和六十一年四月七日（月）九時から（ただし、八時三十分までに集合すること。）

(二) 場所 各志望高等学校

(三) 学力検査の科目 国語Ⅰ、国語Ⅱ、数学Ⅰ、数学Ⅱ、英語Ⅰ、英語Ⅱ

II

六 入学者選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願者の提出した書類の審査、入学者選抜学力検査の結果を総合して行う。

七 合格者の発表

昭和六十一年四月九日（水）十二時に各志望高等学校に合格者の氏名を掲示する。

八 注意事項

- 1 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。
- 2 この要項に関し不明な点は、各志望高等学校へ問い合わせること。

九 参考事項

- 1 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として次の教科を履修させる。
国語、数学、外国語（英語）、理科、社会及び保健体育
- 2 専攻科の修業年限は、一年とし、学期は第一期（四月から八月まで）及び第二期（九月から翌年三月まで）の二期とする。
- 3 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十一年二月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	ばちんこ遊技機					製造業者名	
	型	式					
回胴式遊技機	ニューデイトライン	スーパーエキサイト	シャトルB	クイーンハート	キングパワー	スーパープラボーB	平和工業株式会社
							京楽産業株式会社
							株式会社三洋物産
							株式会社三共
							株式会社ニューギン
							興進産業株式会社

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

眞

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む)】